

# 船舶インシデント調査報告書

令和6年12月18日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	運航不能（絡索）
発生日時	令和6年5月17日 04時20分ごろ
発生場所	広島県広島港第3区 広島港西防波堤灯台から真方位274° 1.9海里（M）付近 （概位 北緯34° 20.8′ 東経132° 24.9′）
インシデントの概要	漁船第7末博丸は、接舷作業中、かき筏の固定用ワイヤがプロペラに絡まって運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和6年5月22日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第7末博丸、19.85トン
船舶番号、船舶所有者等	HS2-1681（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西南西、風速 約2m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 ほぼ高潮時
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか4人が乗り組み、かきの水揚げ作業の目的で、広島県広島市中区所在の棧橋を出航し、同区南方沖のかき養殖施設に向かった。</p> <p>船長は、立って操船に当たり、自社が所有するかき筏（以下「本件かき筏」という。）に左舷着けしようとして、いつものように主機を後進運転とした。</p> <p>船長は、本船が約1ノットの対地速力で後進中、本件かき筏に接触した音が聞こえたので、主機を前進運転として右舵一杯としたところ、本件かき筏の固定用ワイヤが本船のプロペラに絡まって運航不能となった。（図1参照）</p>

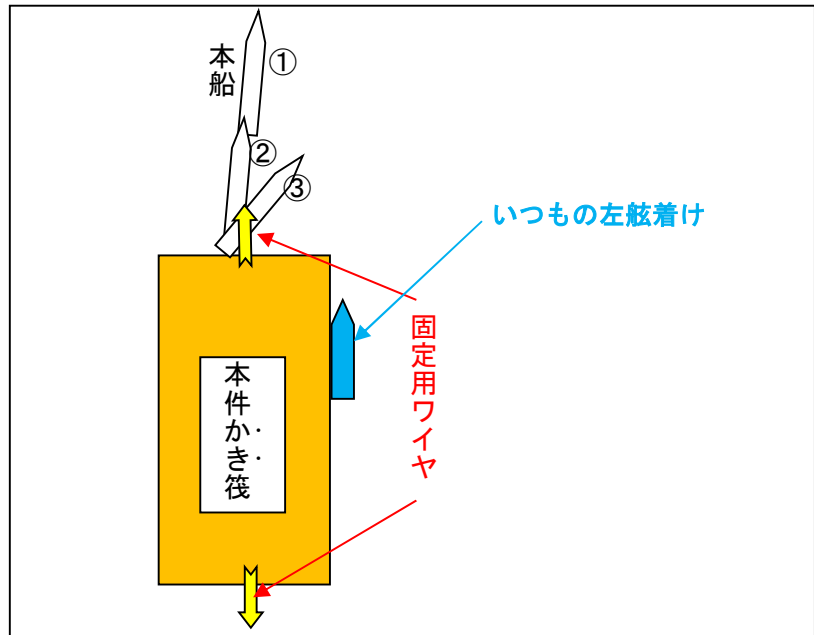


図1 本船の操船模様（イメージ）

船長は、自身ではワイヤの切断ができなかったので、本船を本件かき筏に係留した後、専門業者にワイヤ切断を依頼した。

船長は、ふだん、後方が見え辛いときには、他の乗組員に後方の確認をさせながら接舷作業を行っていたが、慣れた作業であったので、いつもの感覚で後進すれば大丈夫と思い、本事故時は、後方の確認をさせていなかった。

本船の乗組員は、全員救命胴衣を着用していた。

**分析**

本船は、接舷作業中、船長が後方の確認を行わなかったことから、後進した際、本件かき筏に接触し、主機を前進運転として右舵一杯としたところ、本件かき筏の固定用のワイヤにプロペラが絡まって運航不能となったものと考えられる。

船長は、ふだん、他の乗組員に後方の確認をさせながら接舷作業を行っていたが、慣れた作業であったことから、他の乗組員に後方の確認をさせることなく、いつもの感覚で本船を後進させたものと考えられる。

**原因**

本インシデントは、夜間、本船が、接舷作業中、船長が後方の確認を適切に行わなかったため、後進した際、本件かき筏に接触し、主機を前進運転として右舵一杯としたところ、本件かき筏の固定用のワイヤにプロペラが絡まって運航不能となったものと考えられる。

**再発防止策**

今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。

- ・ 小型漁船の船長は、漁業施設等の近くで船を後進させる際は、他の乗組員に指示するなどして、十分な後方の確認を行うこと。
- ・ 船長は、船舶事故等が発生した場合、適切な助言や支援を受けら

	れるよう、速やかに海上保安庁に通報すること。
--	------------------------